

居宅介護支援重要事項説明書

1 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 (042) 549-0960

担当

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 ふそうケアサービス 東京都指定居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の事業所番号およびサービス提供地域

事業者名	東京都指定居宅介護支援事業所 ふそうケアサービス
所在地	東京都昭島市緑町3-5-8
介護保険事業所番号	1374000311
サービス提供地域	昭島市、立川市、福生市、あきる野市、八王子市、瑞穂町の区域とする

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者（主任介護支援専門員）	1名	0名	管理運営業務	1名
介護支援専門員	3名	1名	ケアプラン作成他	5名
事務職員	0名	0名	保険請求業務他	4名

(3) 営業日・営業時間

月・火・水・木・金・土曜日（日曜日と12月30日～1月3日を除く）

平日	午前9時～午後6時
土・祝祭日	午前9時～午後6時

※緊急時連絡体制 24時間連絡が可能です。

3 居宅介護支援(ケアプラン作成依頼)の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- (1) 窓口または電話等でお申し込み下さい。契約締結の手続きをいたします。
- (2) 利用者宅を訪問し、心身の状況・要望などを確認しサービス事業者の情報提供および連絡調整を行ないます。
- (3) 利用者の要望をふまえて作成したケアプラン原案をもとに、利用者・サービス提供事業者との打ち合わせ（サービス担当者会議）を行ない、サービス計画を確定します。
- (4) サービス利用開始後は、利用者宅を適宜訪問し、サービス計画が適正に実施されているかを確認します。利用者に心身の状態の変化や新たな要望がある時には、サービス計画を見直します。

4 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険で全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に合った下記の単位数に相当する金額を負担していただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、住所地の介護福祉担当課に提出しますと、全額払戻しを受けることができます。

※介護度により居宅介護支援費が変わります。標準担当件数を一定程度超過する場合の逡減制を導入します。介護度別居宅介護支援費は以下の通り。

区分	取扱い件数	要介護1・2	要介護3・4・5
I	45件未満	1,086単位/月	1,411単位/月
II	45件以上60件未満	544単位/月	704単位/月
III	60件以上	326単位/月	422単位/月

※IIとIIIについて：45件以上の部分について算定。

*初回加算 初回（新規に居宅サービス計画を策定した場合、及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合）の居宅介護支援費に加算されます。

300単位/月

*入院時情報連携加算（病院等を訪問し入院時必要な情報を提供した場合）

250単位/月

（病院等を訪問以外の方法で情報提供した場合）

200単位/月

*退院・退所時加算（退院時に病院等と連携を行った場合）

Iイ：カンファレンス以外で1回 450単位

Iロ：カンファレンス参加で1回 600単位

IIイ：カンファレンス以外で2回 600単位

IIロ：カンファ1回カンファ以外1回 750単位

III：カンファ1回カンファ以外3回～ 900単位

*通院時情報連携加算（診察時に同席し、医師に利用者の必要な情報提供を行ない、医師からも情報提供を受けケアプランに記録した場合）

50単位/月

- * 特定事業所加算 (I) 519 単位
- (II) 421 単位
- (III) 323 単位
- (A) 114 単位

* 特定事業所医療介護連携加算 125 単位

* 同一建物に居住する利用者に対する減算

同一建物に居住する利用者へケアマネジメントを行なう場合、所定単位数の 95% を算定

(2) 交通費

前記 2 (1) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費が必要となります。

(3) 解約料

利用者のご都合により解約した場合、一切料金はかかりません。

(4) その他の料金

ご依頼内容に応じ、実費を請求させていただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

窓口または電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。利用の同意後、サービス提供を開始します。

※ 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等に担当の介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

※ 利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも終了できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 か月前までに文書で通知するとともに、この地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

③ 自動終了

次の次項に該当した場合は、自動的に終了いたします。

- ・ 利用者が介護老人福祉施設又は介護療養型医療施設に入所した場合。
- ・ 介護老人保健施設の入所期間が3か月を超える場合。なお、退所後にサービス再開を希望される方は、担当の介護支援専門員にご相談ください。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）や要支援1・2となった場合。なお、継続してご利用を希望される方は、担当の介護支援専門員にご相談ください。
- ・ 利用者が死亡した場合または被保険者資格を喪失されたとき。

④ その他

利用者や家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して、利用を継続し難いほどの背信行為やハラスメント行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 当事業所の運営方針

- ① 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び介護福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ② その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援します。
- ③ 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立に「指定居宅サービス等」の適切な利用ができるように配慮します。
- ④ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は（別紙1）のとおりです。
- ⑤ 当事業所は24時間連絡体制を持ち、困難事例への対応、研修及び事例検討会等を定期的実施し、特定事業所Ⅲの算定要件を満たしている為加算を取得しております。

7 秘密保持

介護支援専門員及び従業員は、サービスを提供する上で知り得た情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等に於いて、当該家族の個人情報を用いません。

8 サービス内容に関する相談・苦情窓口

- (1) 当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて各サービスについてのご相談・苦情を承ります。(いただいた苦情によって利用者の不利益になるようなことはございません。)

相手方と連絡を取り、直接訪問するなどして状況の把握に努め、事業者が必要ありと判断した場合は管理者を含め検討会議を行います。検討の結果は、迅速かつ具体的な対応につなぎ、記録を台帳等に記載して再発防止に努めます。

東京都指定居宅介護支援事業所 ふそうケアサービス 管理者 福住 貞美	所在地	東京都昭島市緑町 3-5-8
	電話番号	042-549-0960
	FAX 番号	042-500-2566
	対応時間	平日午前 9 時～午後 6 時

- (2) 当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口・東京都国民健康保険団体連合会等に苦情を伝えることができます。

昭島市介護福祉課	所在地	東京都昭島市田中町 1-17-1
	電話番号	042-544-5111
	F A X 番号	042-546-8855
	対応時間	平日 午前 9 時から午後 5 時
東京都国民健康保険団体連合会	所在地	東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 1 1 階
	電話番号	03-6238-0011
	F A X 番号	03-6238-0022
	対応時間	平日 午前 9 時から午後 5 時

9 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

10 事故発生時の対応.

- ① 指定居宅介護支援事業所は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行いません。

11 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者は管理者です。
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

12 当社の概要

(1) 名称・代表者氏名等

名称 法人種別	扶桑管理サービス（株）
代表者氏名	代表取締役 石岡 純
本社所在地	東京都昭島市昭和町1-13-10
電話番号	0570-003-230

(2) 定款の目的に定めた事業

① 居宅介護支援

② 訪問介護

③ その他

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 所在地 昭島市緑町 3 - 5 - 8
名称 東京都指定居宅介護支援事業所
 ふそうケアサービス
代表者 代表取締役 石岡 純 印
説明者 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要事項（別紙含む）の説明を受け、同意しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者の代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印